

淑徳大学同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は淑徳大学同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(本 部)

第2条 本会の本部を千葉県千葉市中央区大巖寺町 200 番地、淑徳大学内に置く。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、合わせて淑徳大学（以下「母校」という。）の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 総会の開催に関する事業
- 二 会員名簿の作成維持及び管理に関する事業
- 三 会報の発行、その他の出版物の発行に関する事業
- 四 会員の親睦及び福祉に関する事業
- 五 母校の教育活動への協力に関する事業
- 六 母校の学生に対する支援に関する事業
- 七 その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第5条 本会は次の会員により組織する。

- 一 正会員 淑徳大学を卒業した者及び大学院を修了した者又は大学院を単位取得満期退学した者
- 二 準会員 淑徳大学に在学する学部生及び大学院生
- 三 特別会員 淑徳大学の本務教職員及び役員会で承認した者

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 一 名誉会長 1名
- 二 会長 1名
- 三 副会長 若干名（1名を筆頭副会長とする。）
- 四 代表幹事 1名
- 五 幹事 若干名
- 六 監事 2名

(役員を選出方法)

第7条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- 一 名誉会長 淑徳大学学長を推戴する。
- 二 会長 正会員の中から総会で選出する。
- 三 副会長 正会員の中から総会で選出する。
副会長のうち1名を筆頭副会長とし、会長が指名する。
- 四 代表幹事 正会員の中から総会で選出する。
- 五 幹事 正会員の中から総会で選出する。
- 六 監事 正会員の中から総会で選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、補充を行う。
- 3 補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 役員任務は、次のとおりとする。

- 一 名誉会長 本会の発展を支援する。
- 二 会長 本会を代表し、会務を統括する。
- 三 副会長 会長を補佐する。会長に事故あるときは筆頭副会長がその職務を代行する。
- 四 代表幹事 本会事務（事務局を含む。）を総括する。
- 五 幹事 本会の事業・運営を分掌・執行する。
- 六 監事 会計、経理、業務を監査する。

(機関)

第10条 本会に、次の機関を置く。

- 一 総会
- 二 役員会
- 三 評議員会
- 四 事務局

(総会)

第11条 総会は、本会の最高議決機関として位置づける。

- 2 総会は、定期総会及び臨時総会として開催する。
- 3 定期総会は会長が招集し、3年に1回開催する。
- 4 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき又は評議員総数の3分の1以上の評議員から、付議すべき事項を示して招集を請求された場合に開催する。

- 5 総会は、正会員をもって構成し、会長が招集する。特別会員は総会に出席し意見を述べることができる。
- 6 総会の議長は、会長が指名した役員がこれにあたる。
- 7 総会の議事は、出席正会員の過半数の同意で決し、可否同数のときは会長が決する。
- 8 総会の開催されない年度においては、総会に代わって、評議員会が総会の審議事項を代行する。

(総会の審議事項)

第12条 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 会則の改廃
- 二 事業計画及び事業報告の承認
- 三 予算及び決算の承認
- 四 役員を選出
- 五 その他役員会において重要と認められた事項の承認

(役員会)

第13条 役員会は、第6条第1項第二号から第六号までの役員で構成する。

- 2 役員会は、会長が招集し、年1回以上開催する。
- 3 役員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 役員会の議事は、出席者の過半数の同意をもってこれを決する。
- 5 役員会の議長は、代表幹事とする。
- 6 総会の審議事項のうち、緊急を要する場合は、役員会で決議することができる。

(役員会の審議事項)

第14条 役員会は、本会の運営上必要とする次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 総会の審議事項に関する事項
- 二 総会で決定された事業の執行に関する事項
- 三 その他重要な事項

(評議員会)

第15条 本会に評議員会を置く。評議員会は会長が招集し、年1回以上開催する。

- 2 評議員会は、第12条に定める事項及び役員会からの諮問事項について協議し、役員会に助言を行う。
- 3 評議員会は、前項にかかわらず、総会が開催されない年度においては、総会に代わって、第12条に定める事項を審議する。
- 4 評議員会は、会長、副会長、代表幹事、代表幹事が指名した幹事2名、監事及び評議員で構成する。
- 5 評議員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 6 評議員会の議長は、出席した構成員の互選により選出する。
- 7 評議員は、別に定める「淑徳大学同窓会評議員選任内規」に基づき、正会員の中から役員会が選任し、その任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第 16 条 本会の事務を処理するため、本会本部に事務局を置く。

- 2 事務局は次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - 一 金銭出納及び財務管理に関する事務
 - 二 総会等の開催通知の作成及び発送に関する事務
 - 三 諸行事の開催通知の作成及び発送に関する事務
 - 四 会員名簿の作成維持及び管理に関する事務
 - 五 会報の発行に関する事務
 - 六 その他、本会運営に関する事務

(議事録)

第 17 条 総会、役員会及び評議員会の議事録は、事務局が作成し、議長及び出席者の中から議長が指名した 2 名が署名押印のうえ、これを保存する。

(顧問)

第 18 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、正会員で役員経験者から役員会において選任する。
- 3 顧問は、役員会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、会長の諮問に応じて、本会の重要な事務の決定について意見を述べることができる。

(連絡調整会議)

第 19 条 母校と同窓会との情報交換等のための連絡調整会議を定期的に開催する。

(経費)

第 20 条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 21 条 本会の会計は、4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(支部の設置)

第 22 条 本会は、会員の申請に基づき、役員会の承認を得て、支部を置くことができる。

- 2 支部設立の目的は、次の各号全てを満たすものとする。
 - 一 会員相互の親睦を図る。
 - 二 本会の活動の活性化を図る
 - 三 母校の発展に寄与する。
- 3 支部に関わることについては、別に定める。

(会 費)

第 23 条 本会会費は入会金 15,000 円、初年度年会費 5,000 円並びに 2 年目以降の年会費 3,000 円とする。但し、準会員及び特別会員からの会費の徴収はしない。

2 入会金は入学時に納入するものとする。

3 正会員の初年度の会費は、卒業年次に徴収する。

(その他)

第 24 条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則等は、役員会が別に定める。

附 則

本会会則は昭和 57 年 4 月 1 日より施行する。

本会会則は平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

本会会則は平成 10 年 6 月 27 日より施行する。

本会会則は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

本会会則は平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

本会会則は平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

本会会則は平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

本会会則は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

本会会則は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。但し、第 6 条第 1 項および第 8 条第 1 項の定めについては、本会則にかかわらず、次回総会は平成 23 年度とし、役員任期は 23 年度まで従前のおりとする。

本会会則は平成 26 年 7 月 26 日より施行する。

* 同窓会関係費の徴収は、学費等納付金を徴収する際に一括取り扱うよう大学に委託してあります。

* 年会費は、卒業年次（4 年次）から納入することになります。